

第11回 制度設計ワーキンググループ
事務局提出資料

～卸電力市場の活性化について(地方公共団体による売電契約の見直しに
関するガイドライン等)～

平成26年12月24日(水)

各地方公共団体における売電契約の 実態調査のアップデートについて

- 地方公共団体が経営する発電事業の多くは、これまで地方公共団体と一般電気事業者との間で長期の随意契約が締結されてきた。このため、新電力等から、地方公共団体の発電事業から電力を調達することが困難という意見や、売電にあたって一般競争入札の実施を義務化すべき等の意見が示されてきた
- このため、2012年度、総務省においては、地方公共団体に対して、売電契約は一般競争入札が原則である旨を周知し、経済産業省においては、売電契約の状況について第1回目の実態調査を行った
- この第1回の調査において、公営電力が一般電気事業者と長期の売電契約を締結することが長年の慣行として定着していることを確認した上で、公営電力が随意契約へ移行するための種々の論点が明らかになった。特に、既存の長期契約を途中解約して随意契約に移行することについては、違約金の支払いや解約に係る交渉コスト(人・手間)が高いハードルとなっていた
- このような経緯をうけ、経済産業省として解約の考え方を示すガイドラインの策定に向けて、検討を進めてきた
- 2012年度から現在にかけては、東京都公営水力で入札が実施されるなど、一般競争入札の浸透に向けて一定の進捗があったものと思われたが、ガイドラインの策定に向けては、これらの動きが全国大でどの程度進捗しているかの実態を、前回調査のアップデートとして把握することとした

(1) 調査対象と調査方法

調査対象： 売電契約を行っている地方公共団体。第1回実態調査に回答した
150団体を対象とした

調査票の送付先： 各都道府県、市町村及び一部事務組合

調査時期： 平成26年9月～平成26年10月

調査方法： 電子メールにて送付

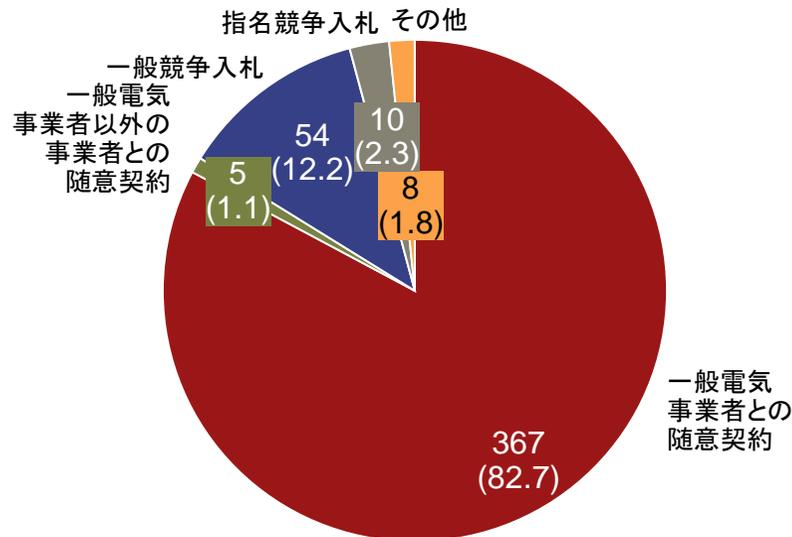
(2) 回答の概要

対象の150団体のうち、公営電気事業27団体を含む135団体から回答があった

- 回答のあった444発電所について、80%以上の発電所が一般電気事業者との随意契約により売電を行っている
- 一般競争入札及び指名競争入札の構成比は、発電所数ベースで見た場合より最大発電能力ベースで見た場合の方が大きく、比較的規模の大きな発電所が入札にかけられている傾向にある

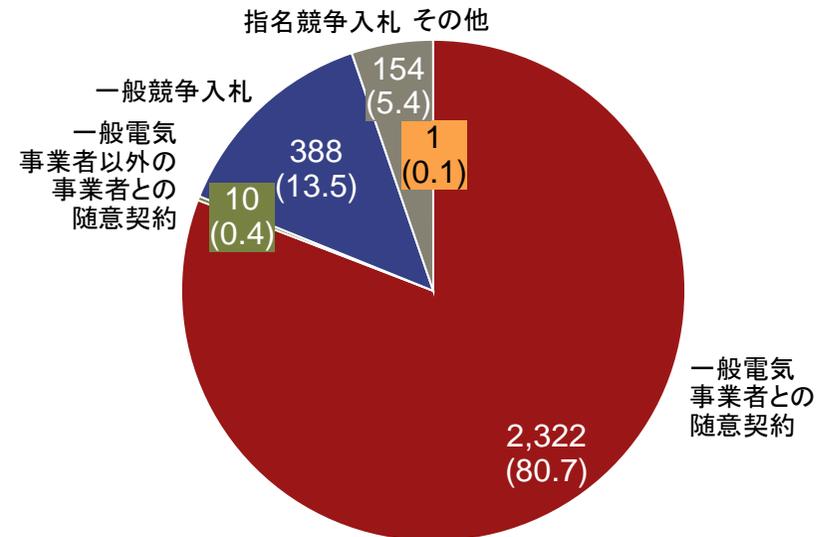
各地方公共団体が保有する発電所の売電契約の状況

発電所数ベース
括弧内数値は構成比(%)



N=444

最大発電能力ベース(MW)
括弧内数値は構成比(%)



N=444

○入札が行われている電源は、概ね1MW～20MW程度の中規模な発電所が太宗を占める
 ※自家発電余剰の売電を含むため、必ずしも売電規模を意味するわけではない

発電能力と入札形態の関係

(発電所数)

最大発電能力	随意契約	一般競争入札	指名競争入札
100MW~300MW	2	0	0
50MW~100MW	1	0	0
30MW~50MW	7	1	1
20MW~30MW	14	3	1
15MW~20MW	15	2	2
10MW~15MW	35	11	2
8MW~10MW	9	4	2
6MW~8MW	26	5	1
4MW~6MW	23	6	0
2MW~4MW	54	4	1
1MW~2MW	66	6	6
0.5MW~1MW	24	2	0
0MW~0.5MW	99	1	0

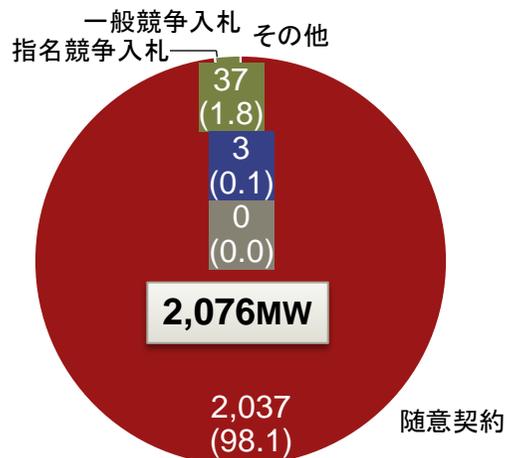
N=436

- 電源種別毎に売電契約の状況を見ると、最大の電源である水力発電所については、未だほぼ全量が一般電気事業者への随意契約で取引されている
- 一方、廃棄物・バイオマス発電については一般競争入札への移行が進捗している

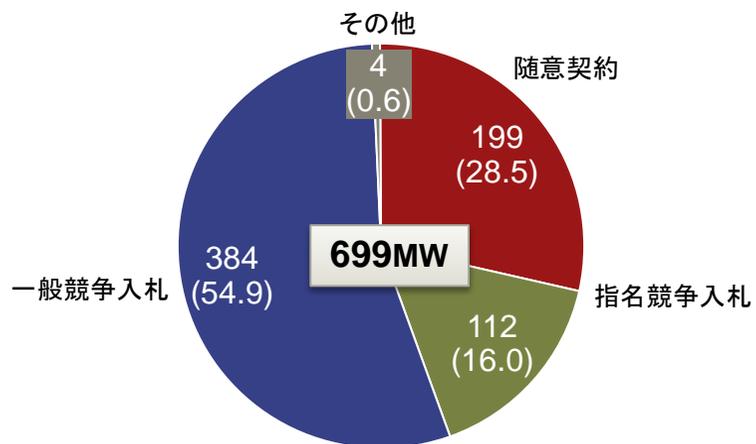
電源種別の売電契約の構成

最大発電能力ベース (MW)
括弧内数値は構成比 (%)

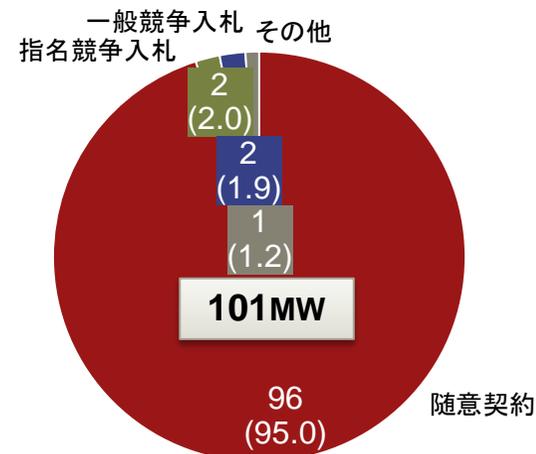
水力発電



廃棄物・バイオマス発電

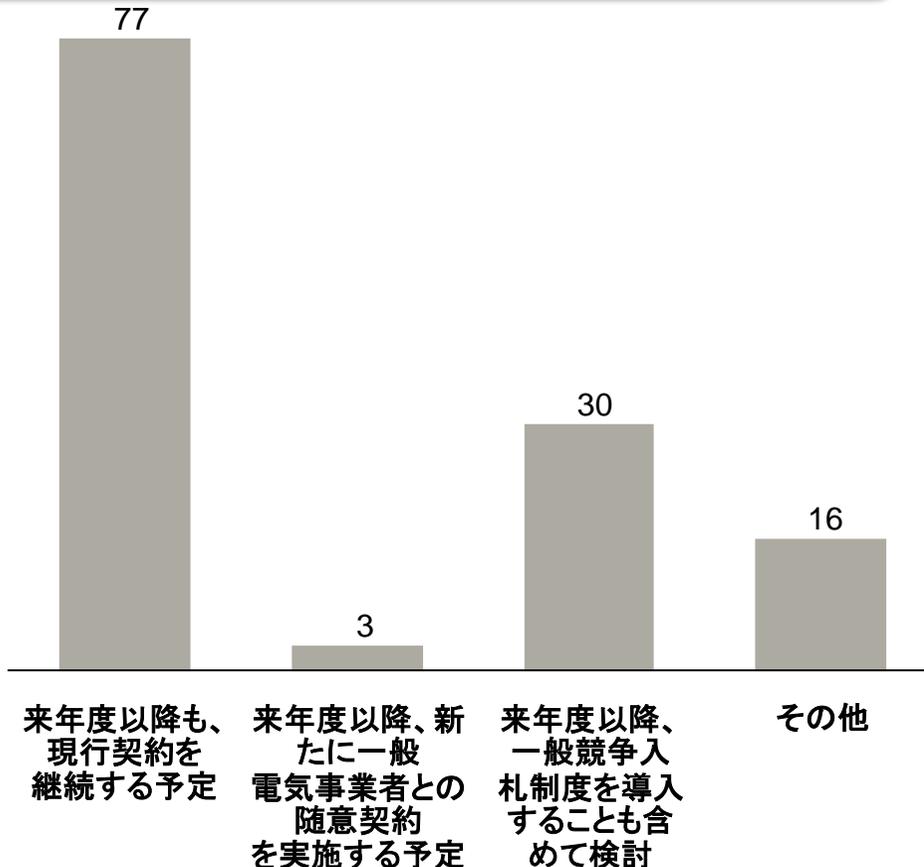


太陽光・風力発電



- 6割以上の団体が、来年度以降も現行の随意契約を継続する見込みと回答している
- 随意契約を継続する妥当性については、経営上のリスクを重視する回答や、実質的に一般電気事業者しか売電先がないとの認識に立ったものが挙げられている

随意契約にて売電を行っている団体の今後の随意契約の扱い



一般競争入札が原則であるにも関わらず、随意契約を継続することが妥当であるとする理由
(自由回答での主な回答内容、一部抜粋)

- 当初契約の契約条件が有利であり、契約の洗い替えにより不利な条件となってしまう可能性があるため
- 一般競争入札に付することが不利であると判断した
- 基本契約満了までの期間に解約金を回収できないリスクがあるため
- 県内の一般需要家に広く供給義務がある一般電気事業者は唯一であるため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項の第2号により、「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当する
- 発電量が一定でなく、安定した契約先を重視しているため
- 現状、円満に契約を解消できるとは考えられない。契約を締結している以上、期間中は契約先へ売電していく必要がある
- 施設の老朽化等もあり、維持管理に要する費用の安定的な財源確保が必要である
- 一般競争入札を行うほどの発電量がない
- 送電業務を行っている電気事業者が複数社存在せず、現実的には一般競争入札の形態をとることができない
- 電気事業法第2条の「卸供給事業者」として、地元で唯一の一般電気事業者に電力の供給を行っている
- 売電を目的とせず、また、施設の運用により売電量が変動するので売電量が見込めない

○一昨年の同調査時に比べ、途中解約の交渉を行ったことのある団体は増加しているが、交渉したことのない団体が太宗を占める

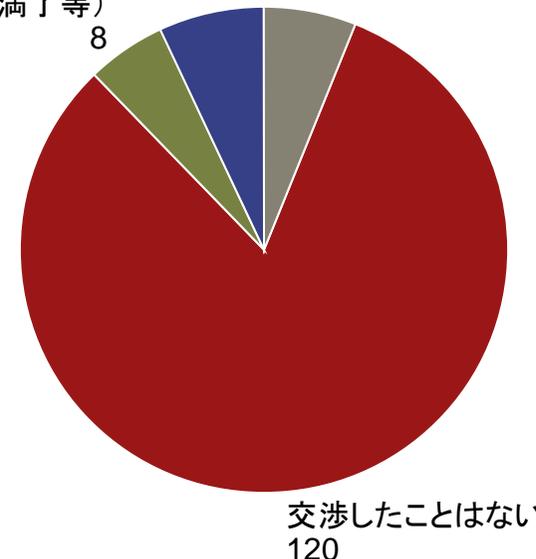
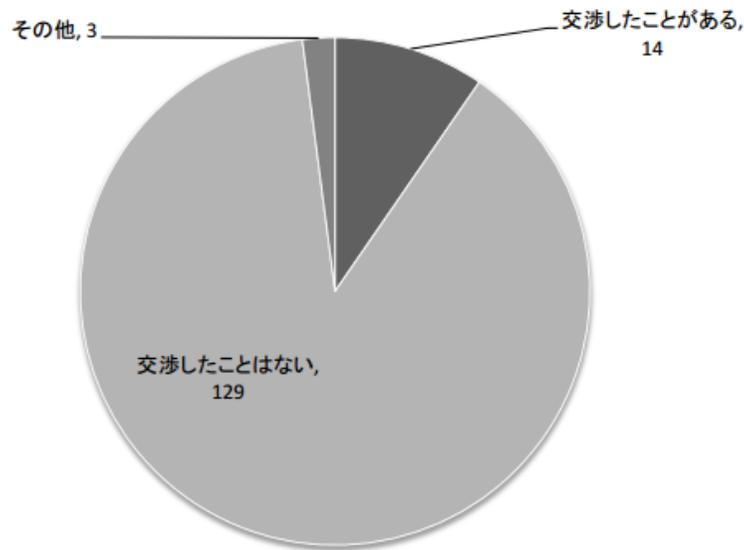
現行の売電契約先との間で、契約の途中解約にかかる交渉の有無

前回調査時
(2012年12月)

今回調査時
(2014年10月)

現行の売電契約先との間で、契約の途中解約にかかる交渉の有無

前回調査時以降に交渉した 10
前回調査時以前に交渉した 9
その他(契約満了等) 8



N=146

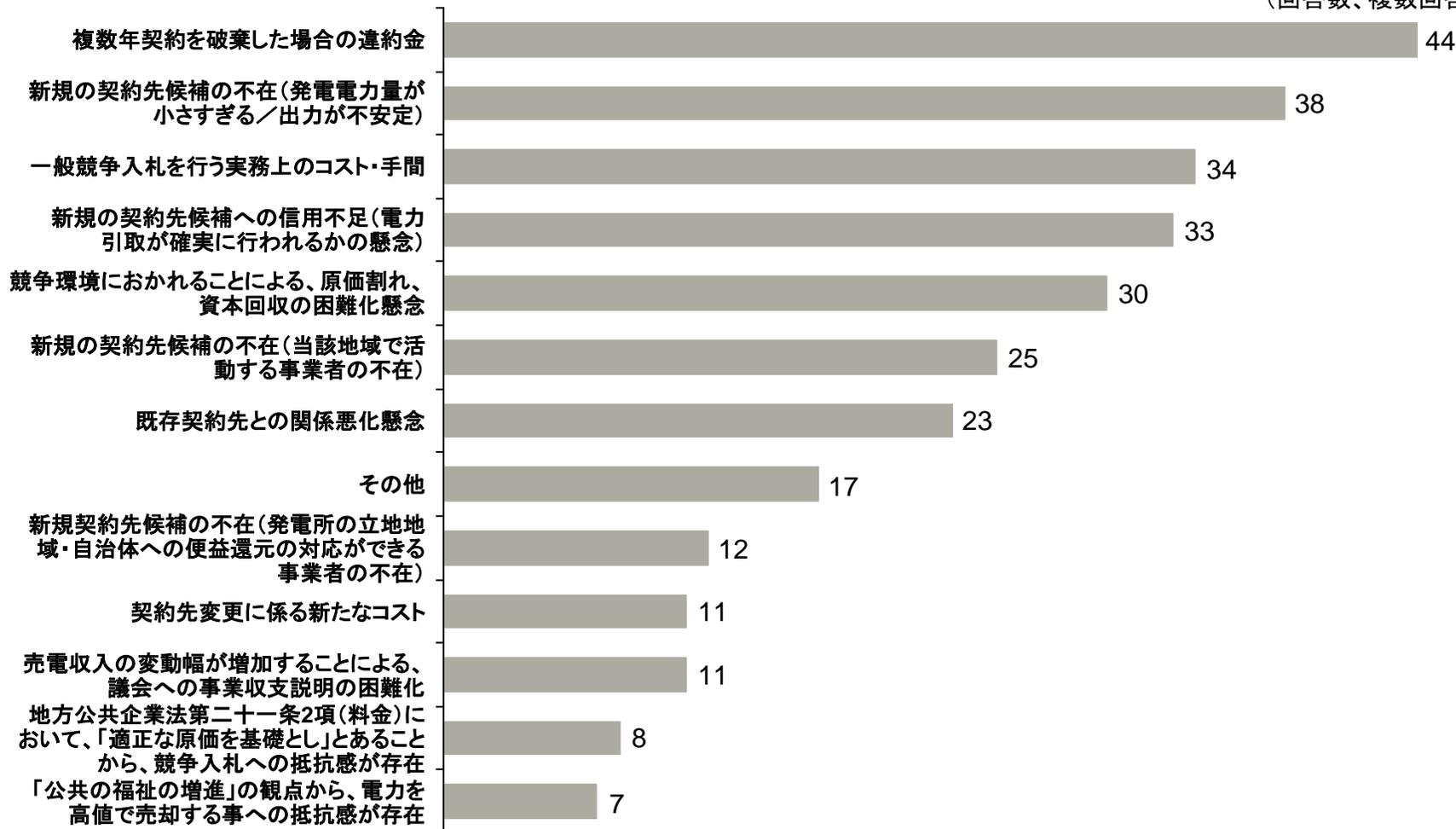
N=147

※今回調査時の回答数の合計が、前述の回答団体数を上回るのは、これら団体数の集計に用いた単位と、回答の単位が一部異なるため。上記集計においては、発電所を実際に管理する部課等の単位で集計を行っている

- 一般競争入札への移行に関して、懸念事項として最も回答数が多かったのは契約破棄の場合の違約金に関する事項
- その他、出力の不安定さや、競争入札を行うことの手間、信用力のある他の売電先候補がないこと、等がボトルネック要因の上位を占める

一般競争入札移行に向けたボトルネック

(回答数、複数回答可能)



- 競争入札の実施に関しては、安定した売電先の確保とそのための条件等の設定、売電価格のリスクに対する不安等が課題認識として挙げられている
- 途中解約に関しては、信義則上の問題や、解約後の安定経営上のリスクに加え、解約における賠償金算定の不透明さや賠償金が多額となることへの懸念が指摘されている

競争入札・途中解約に向けた課題認識
(自由回答での主な回答内容、一部抜粋)

一般競争入札を実施する上での課題

- 契約書に途中解約の条項が無いこと
- 応札業者の条件、地域要件等の条件設定をどうするかが課題
- 落札者の経営悪化により料金の回収が出来なくなるリスクが存在すること
- 安定した売電先を確保できない懸念
- 売電価格について、公営企業法が求める「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの」の確保
- 基本料金と従量料金の二部料金制に出来るかどうか
- 競争環境におかれることにより、既存の売電価格を下回る懸念
- 地方公営企業の設置等に関する条例において、電気の供給先が一般電気事業者に限定されていたため、入札に向けた条例改正が必要
- 自動検針システムの導入が必要であること
- 売電用の取引メータが新電力側の規格に対応しておらず、一般電気事業者に取引メータの事前交換を打診したが、原則的に認められないとの回答があり、交換時期の再検討が必要となっている

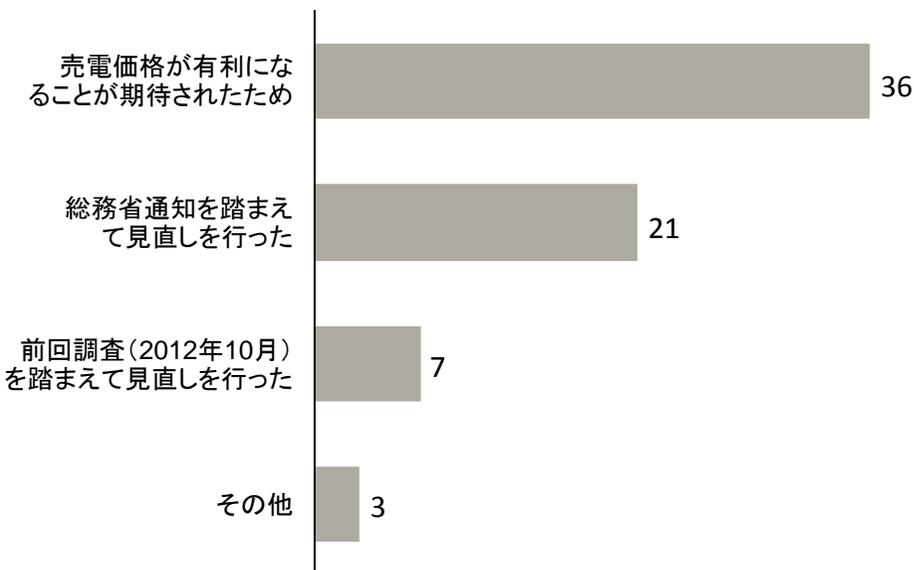
途中解約の検討における主な課題・意見

- 契約の相手方に非がない場合や途中解約条件を設定していない場合などにおける解約事例がない
- 履行中契約を途中解約することへの社会的信用失墜、信義則上の問題
- 一般競争入札における事業の見込みの不透明さ
- 新たな契約の買取契約が現契約の価格より安価となる懸念
- 未成熟な競争市場に委ねることへのリスク・不安
- 賠償額を見積ることや解約による対外的な影響が予測できず検討ができない
- 国の基本契約解約ガイドラインが公表されていないなど、システム改革による事業への影響が明確でないため、検討が進まない
- 東京都が一般電気事業者との基本契約を解約し、新電力と売電するにあたり、一般電力会社に対して多額の解約金を支払っており、基本契約の解約に大きなリスクが伴う
- 基本契約の解約について、国の基本契約解約ガイドラインを参考にする必要がある
- 解決金を支出する場合、適正な支出であるとの根拠付けが難しいこと

- 一般競争入札を実施した地方公共団体の多くが、高い売電価格を期待して入札を実施したと回答しており、実際に従来価格よりも高い売電契約を実現している
- 競争入札を行っている団体の一定数は、総務省通知、及び前回の実態調査をきっかけとして見直しを行っている

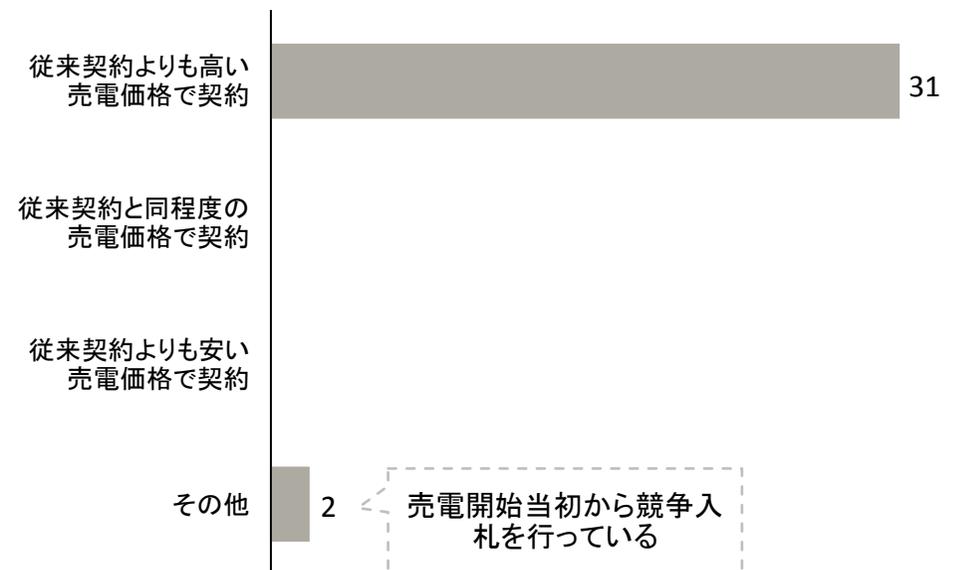
競争入札を行った団体の理由と結果

競争入札実施の理由



回答団体数=39 複数回答可

入札結果

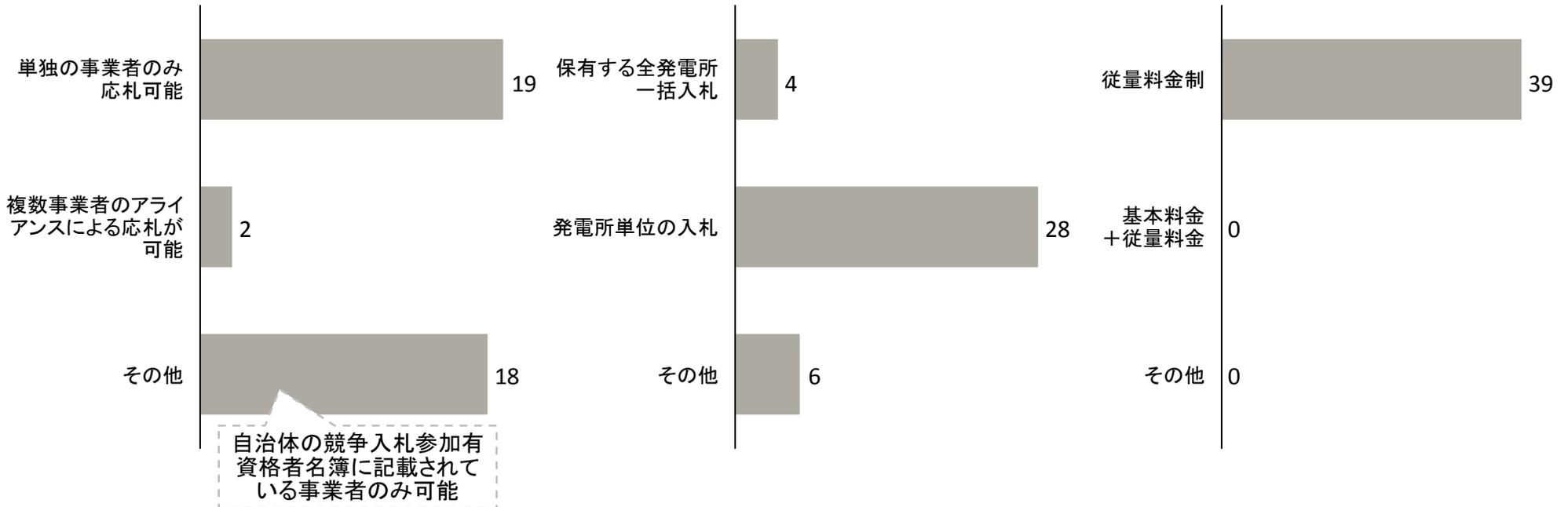


- 競争入札は、基本的に単独事業者のみ応札可能な形で実施され、有資格者名簿に記載のある事業者に限る場合が多い
- 入札は保有電源一括でなく、発電所を単位として行われる場合が太宗を占める
- 入札後の契約形態については、すべて従量料金制での契約となっている

競争入札の対象事業者

競争入札の単位

競争入札後の契約形態

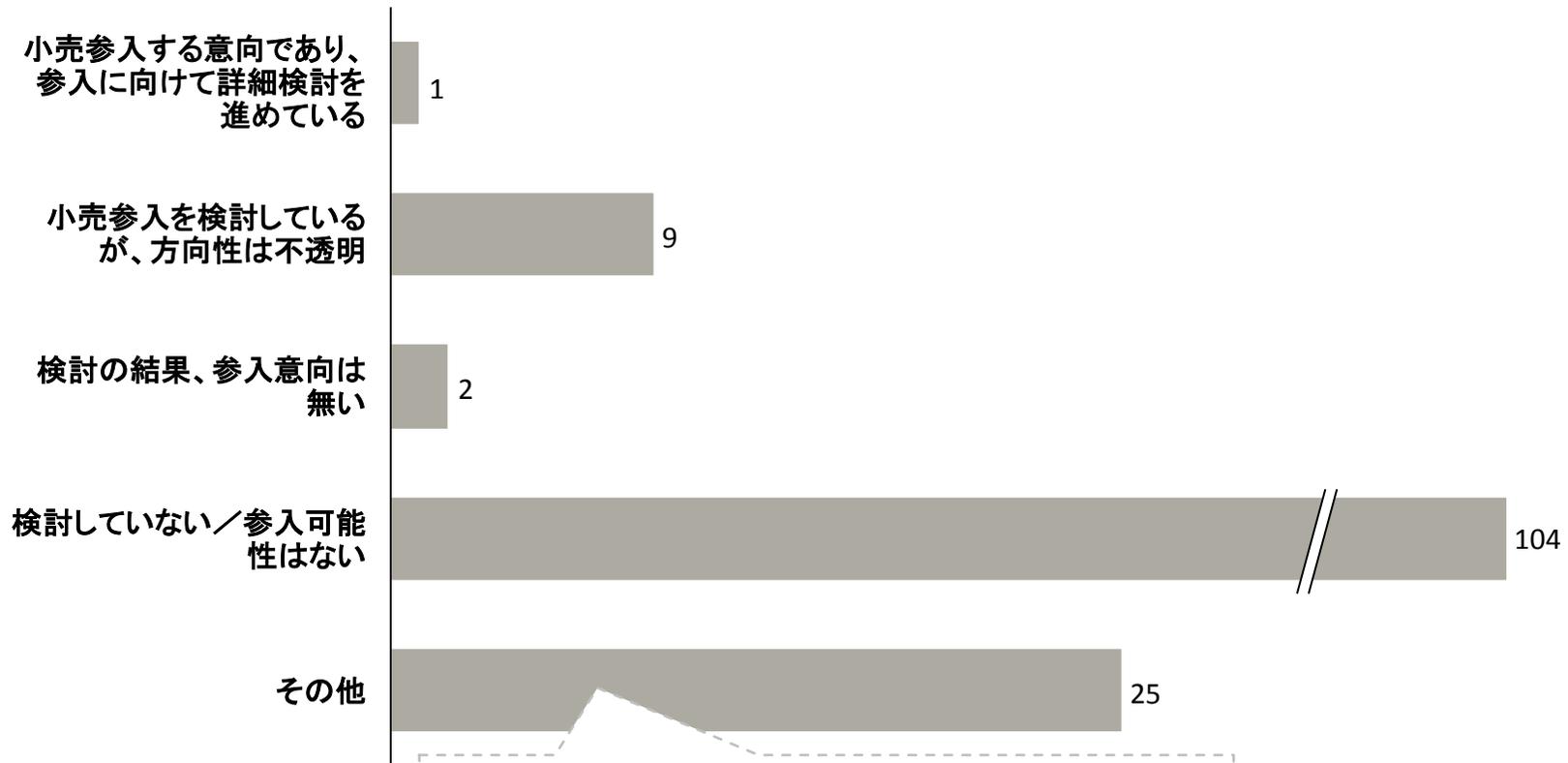


その他 競争入札の実施 における工夫等

- 新電力各社へ入札参加の呼びかけを行っている
- 複数発電所の入札場所・入札日を揃えることで参加者の増加を図っている
- 売電条件を厳しく設定しないことで、落札不調のリスクを低減させている
- 公告期間を長めにとることで入札参加者に十分な検討期間を与えている
- 予定売却電力量に過不足があっても、売電事業者は何ら責任を負わないことを契約書に盛り込んでいる
- 電力事業者に契約期間、一括入札における単価の増減について事前に動向調査を行っている
- 地産地消の観点から、参加資格に県内への電力供給を求めている

- 地方公共団体が、保有している発電所を利用して小売事業に参入することも一部では検討が為されており、実際に参入する方向で検討が進んでいる団体も存在する
- 今後の市場の状況を伺いながら、場合によっては小売参入への検討も行いとうとする団体も複数みられた

小売電力事業への参入について



電力システム改革や事業環境を見て今後検討する可能性がある、など将来的には検討の可能性があると示唆する意見は複数あり

○地方公共団体の売電事業について、以下が確認された

- 地方公共団体保有の発電所は、8割以上が一般電気事業者との随意契約を継続している
- 随意契約から競争入札への移行は、主に中規模の廃棄物・バイオマス発電で進捗しているが、水力・太陽光・風力についてはほぼ全てが随意契約によって売電を行っている
- 競争入札に移行できない理由としては、既存の複数年契約が存在すること(解約した場合賠償金が発生すること)や、売電量が少なすぎるため他の売電先が見つからない等の要因に加え、「電気事業法における卸供給事業者は一般電気事業者にしかな売電できない」、「入札参加者の履行能力、経営状況、信用等への懸念」、「県民への電気の供給が使命であるため」、「安定した売電先が確保できない」等の意見が前回の調査に引続き見られた
- また、特に既存随意契約の解約に関しては、信義則上の問題や、解約後の安定経営上のリスクに加え、解約における賠償金算定の不透明さや賠償金が多額となることへの懸念が指摘されており、これに関するガイドラインの必要性も意見として聞かれた
- 一方、競争入札を行っている発電所については、入札の結果、従来契約より高い価格での売電契約を実現していることが確認された
- 競争入札の入札形態については、単独事業者の入札であり、全て従量契約となっていた
- 今後、地方公営団体による電力小売事業が立ち上がる可能性も示唆された

- 実態調査において、随意契約の解消にあたり様々な課題が示されたが、制度の誤解によるものや、既に制度改正により対応済みのもの、また今後の電気事業法の改正により解決されていくものも多い
- また、本資料後半に示すガイドラインにより、一定程度、随意契約の契約見直しする場合の参考となる考え方を提示する

実態調査における 競争入札実施にあたっての課題例

対応・認識等

既存の複数年契約の途中解約による違約金の支払い等の損害賠償リスク

- 「地方公共団体による売電契約の見直しに関するガイドライン」を策定し、一定程度契約見直しの検討を進めやすい状況を整備する方針(資料後段で議論)

売電量が一定でないため、売電先が一般電気事業者しかない

- 新電力でも多くの場合対応可能。実際、出力の不安定な廃棄物発電で競争入札の実績は多い
- 一発電所・一社への売電ではなく、複数社と契約することも可能

電気事業法における卸供給事業者は、一般電気事業者にしか売電できない

- 現行法でも、一般電気事業者以外への売電は可能(ただし、一般電気事業者以外への売電を指して、卸供給事業者とは類型されない)

県民へ電気の供給を行う必要がある

- 一般電気事業者へ売電でも、全量を県内供給していることにはならない
- 小売全面自由化により、新電力でも、家庭向けも含めた県内への供給は可能となる

一般電気事業者以外への売電には、条例改正、地方議会の同意が必要

- 手続きとして条例改正、地方議会の同意が必要なケースはあるが、一般電気事業者以外への売電を著しく困難にするものではない(必要な手続きを経るのみ)と考えられる

入札参加者の履行能力、経営状況、信用等への懸念

- 現状、新電力は届出制となっているが、第二弾法改正により供給力の確保義務や需要家への説明義務等を課すことも踏まえ経済産業大臣による登録制とする予定

計量に必要な設備改修等、新たな売電契約締結に伴う設備投資が必要

- 接続検討に時間を要するが一般電気事業者以外への売電を困難にするほどのものではないという意見や、交渉の結果既存設備で対応可能となった事例もあることを認識

入札実施後の売電価格のリスクが存在

- 卸規制の撤廃後には、当然にある程度の価格変動リスクは発生する
- 契約期間を調整することや、保険等の金融的手段によってリスクを低減する方策もありうる

○地方公共団体の売電においては、地元への貢献が強く意識されていることも調査から明らかだが、卸規制の撤廃、小売全面自由化を契機とし、地元貢献のあり方も変化していく必要があるのではないか

地元貢献のあり方

地産地消

- 公営電気事業は地元貢献として、地元への低廉な電力の安定供給も目的としているが、一般電気事業者への売電は地元に限らず、供給区域全体に薄まってその効果が及ぶことになる
- 今後、小口需要家も含め全面自由化されていくことで、例えば
 - ✓ 地元需要家とその他地域の需要家の電気料金算定に差を設けることを条件に電力供給を行うこと
 - ✓ 売電先と地産地消の新電力を共同設立する(小売事業に参入する)など、地元への貢献度を更に高める多様な選択肢が考えられる
- 公営電気の売電先の多様化によって、多様な事業者の市場参入が可能となることで、画一的なサービスではなく、地域に根差した新たなサービスや事業の展開も誘引できる可能性も広がる

事業収入の増加

- 現在の公営電気事業の平均売電価格は、7.83円/kWh(水力 7.75円/kWh、いずれも平成23年度実績)となっているが、新電力へのアンケートでは買電可能な価格水準は高く¹、完全従量制であったとしても、過去の設備利用率に基づく²と、少なくとも足元の状況においては収入増となる可能性は高い
- また、全てを完全従量制にする必要は無く、固定価格と従量価格の条件をどう設定するか、また発電所によって固定価格を高めにするもの、低めにするものなど、一律ではなく売電先や契約条件を多様化し、経営の高度化により適切に管理することで、事業収入の増加も見込める
- 公営電気事業の特徴として、営利の追求のみが目的では無いにしても、地元の税収も投資原資とした発電資産において、より高い事業収入を求めることは、資産価値の最大限の活用となり、また公営電気事業の目的のひとつである地方財政の安定に対する寄与度も高くなるのではないかと

○公営電力の電源については、電力システム改革における公平な競争環境の醸成のため、その売電の在り方について競争入札への移行の期待が高く、また多くの注目を集めている

「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日閣議決定)」より抜粋

番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	法律事項・政令事項・省令事項				所管省庁
				法律	政令	省令	その他(運用等)	
42	公営の発電事業における新電力の買取参入の実現	地方公共団体に対して、地方公共団体が行う売電契約について、一般競争入札が原則である旨を改めて周知する。また、各地方公共団体における売電契約の状況について実態調査を行う	平成24年度 早期措置				●	総務省 経済産業省

「電気事業法の一部を改正する法律(平成25年11月13日成立)」の衆議院附帯決議より抜粋

五 電力システム改革を推進する上で阻害要因となり得る地方自治体による売電契約や交付金の運用等に関する現在の行政規制及び事実上の慣行の有無に関して早急に検証を行い、可能なものについては前倒して是正し又は撤廃する等の適切な措置を講ずること。

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 第4回制度設計WG (平成25年12月9日開催)議事録より抜粋

「自治体保有の電源につきましては、一般競争入札というのが売電の原則になっていると思いますが、いまだ多くは電力会社との随意契約が続いているところがあります。このため、自治体保有の電源の契約状況について、モニタリング項目に追加していただき、一般競争入札が徹底されるようにしていただければと思います。」(遠藤委員)

「地方公共団体による売電契約の見直しに関するガイドライン(案)」について

- 公営電気事業は現在は卸供給事業者に分類されているものがほとんどであるが、小売全面自由化後は発電事業者に分類され、卸規制も撤廃される。
- また、一般電気事業者以外への売電でも電源立地地域対策交付金の交付対象になるなど、売電先を多様化することが行いやすい環境が整ってきている。
- このような状況や一般競争入札が原則とされる地方自治法の趣旨等も踏まえ、今後、公営電気事業の売電先が多様化することが期待されるが、現状では、売電の太宗が一般電気事業者との随意契約による長期相対取引となっている。

要素		これまで	今後
制度的環境	位置付けの変更	<ul style="list-style-type: none"> 卸供給事業者となる場合がほとんど 	<ul style="list-style-type: none"> 発電事業者
	規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> 卸供給事業者については、総括原価方式による卸料金規制 	<ul style="list-style-type: none"> 卸料金規制が撤廃され、市場原理に基づくプライシングが可能
	制度上の制約	<ul style="list-style-type: none"> 電源立地地域対策交付金の交付対象は、一般電気事業者への売電のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 一般電気事業者以外への売電でも電源立地地域対策交付金の交付対象に
事業環境	取引先の多様化	<ul style="list-style-type: none"> 過去においては、一般電気事業者のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 一般電気事業者に加え、新電力がシェアを伸ばし、公営電力の買電にも意欲を示している
	コスト構造の変化	<ul style="list-style-type: none"> 水力発電は初期投資が多く、また一定程度の電源新設を継続 コスト構造上、減価償却費が重荷 	<ul style="list-style-type: none"> 修繕費等の増加が見込まれる一方、水力を中心とした大規模な電源新設が落ち着き、減価償却費負担が徐々に縮小

- 卸電力市場の活性化、ひいては小売市場における競争環境を実現し、低廉で安定的な電力供給に資するために、小売全面自由化に伴い卸規制を撤廃する。
- 卸規制の撤廃は既契約の破棄・変更を強制的に求めるものではないが、電力システム改革の主旨を踏まえ、当事者間における見直しが自主的に進むことを期待。

(電力システム改革専門委員会報告書(2013年2月)より抜粋)

4. 卸規制の撤廃

一般電気事業者の供給義務・料金規制を補完する仕組みとして、卸規制(卸電気事業者や卸供給事業者が一般電気事業者に供給する場合における、総括原価方式による料金規制や供給義務)が措置されてきたが、**小売参入の全面自由化に伴い、撤廃することとする**。撤廃後においても、当面の間は既存契約が一定程度は残存すると見込まれるため、卸規制に基づき電力供給を受けていた事業者の供給力の著しい減少や、小売料金への著しい影響は生じないと考えられる。他方、**卸規制の撤廃は発電分野の市場活性化に繋がるものである**ため、市場活性化を促す観点から、小売全面自由化後に新たに締結される卸契約に経過措置等の形で制度的位置付けを与えることは必ずしも好ましくない。このため、小売参入の全面自由化を行う時点までは卸規制を維持するものの、小売参入の全面自由化時点で卸規制を撤廃し、それ以降の新たな卸契約は完全な自由契約によるものとする。ただし、**卸規制の撤廃以前に締結された契約についても、特に卸電気事業者の電源の売電先の多様化の観点から、当事者間における一定の見直しが進められることが期待される**。

地方自治法において、契約の締結は一般競争入札が原則であり、随意契約は特定の場合を除き、認められていない

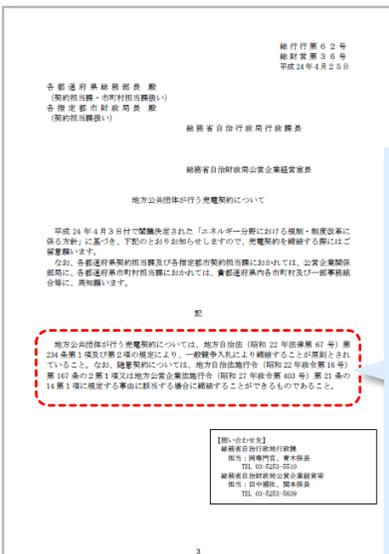
一般競争入札の原則

地方自治法(抜粋)

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。



総務省による地方公共団体への通知 (平成24年4月25日付)

「地方公共団体が行う売電契約については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項及び第2項の規定により、一般競争入札により締結することが原則とされていること。なお、随意契約については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項又は地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項に規定する事由に該当する場合に締結することができるものであること。」

随意契約が認められる場合

地方自治法施行令(抜粋)

(随意契約)

- 第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
 - 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適用しないものをするとき。
 - 三 (略)
 - 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。
 - 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - 八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 - 九 落札者が契約を締結しないとき。
 - 十 (略)

※地方公営企業法施行令でも同様の内容を規定

特に既存の卸供給契約の見直しは、地方公共団体およびもう一方の契約当事者である一般電気事業者の判断になるが、法の基本理念、電気事業に関する社会情勢の変化等を総合的に踏まえ、各当事者に積極的な既存契約の見直し、一般競争入札の導入を期待したい

第186回国会における質疑(平成26年5月14日開催) ※議事録より抜粋

○馬淵委員 ...

これは東京都以外に、一般競争入札は進んでいますでしょうか、実績はありますでしょうか、端的にお願いします。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

昨年三月、東京都が実施して以降、その後、その他は行われていないというふうに承知しております。

○馬淵委員 これは行われていないんですね。

制度改正していただきました、私は、これは大変前に進んだと思っています。既得権を一つ打ち崩しているわけです。しかし、実績はないんです。ない理由というのが、やはり一つは、複数年契約があります。長期の契約を結んでおられる。

この複数年契約に関しましては、二〇二〇年以降まで契約が残っているところが多数ございます。それを競争入札に切りかえるんだとしたときに出てくるのが違約金の問題です。

長期の契約を解除するならば違約金を払えということで、これは現在、競争入札に切りかえるという中で新電力、エフパワーと契約をしたところ、東京電力の売電契約の見直しに対して、東電側から東京都へ五十二億の違約金が請求されるということになりました。

これを見て、当然、公営電力事業会社というのはこの足を踏みますよ。このようなお金が、なぜ五十二億なんというものが請求されるのか。これは、いろいろな評価ということが本来ならばなされなければなりません、一方的に東電側がこの請求をされたということがありました。

当時の都知事は、ぼったくりバーみたいな請求だ、このように、東電の途中解約の違約金の支払いに対して大変憤っておられるというのも記事に出ております。

やはりここは、一般競争入札を進めていくためには、解約ということを前提に考えなければならないと思います。

そこで、私は、その予見可能性を持たせるためには、政府側が解約時のガイドラインたるものをやはり提示しなければならないのではないかと思います。いわゆる違約金のルールですね。少なくとも、これは検討して提示をしていくことが必要であり、そうでなければ、これは規則を変えても結局進まないですよという話になっちゃうんですよ。

ですから、ここはまず大臣に御答弁をいただきたいですが、ガイドラインの提示というものを検討していただきたいということが一点。

○茂木国務大臣 ...

その上で、東京電力と東京都の契約解除、御案内のとおり、両当事者によりまして合理的な違約金を算定することが合意されまして、現在、裁判所におきまして調停を肅々と進めているところであります。

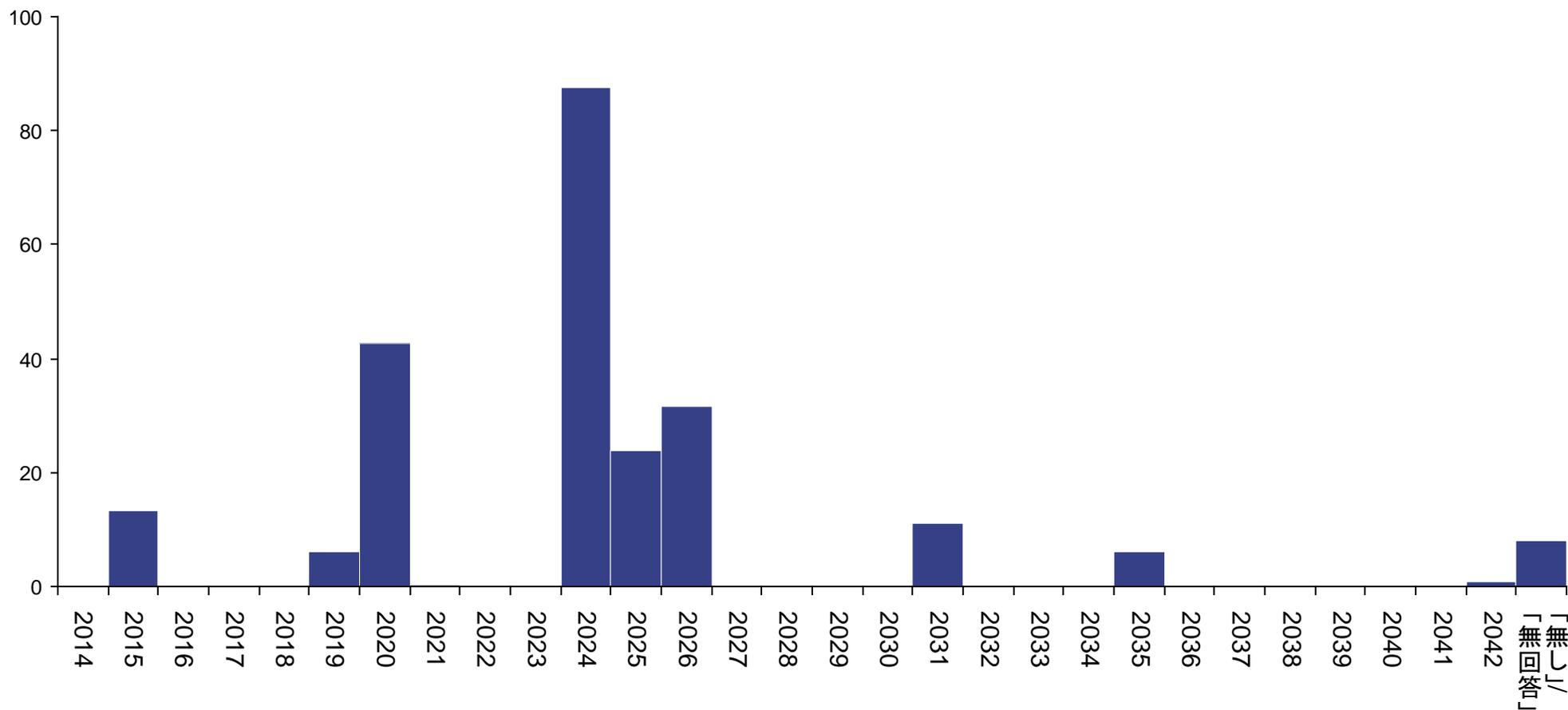
確かに、これはモデルケースになるものだと思っております、今回の調停の結果も踏まえて、ガイドラインの策定も含め、必要な対応を検討したいと思っております。

将来の話でありますけれども、やはり私は、公営電気事業者はもっと積極的にいろいろなことをやってほしいと基本的には思っております。合弁という形がいいかどうかは別にして、セキュリティゼーション、将来の形としては私はあり得ると思っております。

○公営電気事業による売電は、地方自治法において一般競争入札により売電先を決定することが原則とされているが、多くの公営電気事業の発電所では、一般電気事業者と随意契約により長期の基本契約を締結しており、その契約満了時期は多くが2020年以降となっている。

受給基本契約の満了時期別の発電容量(最大出力)

(万kW)



■交渉経緯■ (※報道情報等に基づく)

- ・平成24年4月 基本契約解約の合意に向け協議開始(契約期間は平成31年3月まで)
東京電力は補償金として約52億円を提示
(内訳)都の発電所の大規模改修を想定していた積立金:約16億円
解約に伴う新たな電力調達コスト:約36億円
- ・平成25年1月 東京都が水力発電所の電気の売却先公募を発表
- ・平成25年3月 東京都と東京電力が解約の方向で合意
- ・平成25年3月 東京都が公募した結果を発表(契約締結予定事業者はF-Power)
- ・平成25年6月 東京電力が東京地裁に民事調停申し立て
- ・平成26年5月 東京都が、東京地裁の提案を受け、**本件解決金として13億8300万円を支払うこと**を発表

※東京都議会 公営企業委員会(平成26年6月20日)(抜粋)

○鈴木総務部長 まず、契約単価でございますが、東京電力と契約していた平成二十四年度の決算におきましては、キロワット時当たり七・九八円でしたが、解約後の新しい契約における単価は十四・五円と、ほぼ倍増しております。

また、今後の増収見込みでございますが、電力料収入で見ますと、平成二十四年度決算の約十億円に対し、新しい契約内容を反映した平成二十六年年度予算では約十九億円と、約九億円の増、経常利益でも約六億円の増を見込んでおります。

気象要因等により発電量が変動するなど不確定要素もございますが、近年の電力市場の動向やこれまでの発電実績等を踏まえますと、当面、収益等は引き続き確保できるものと考えております。

- 一般競争入札の実施が期待されるが、東京都で東京電力からF-Powerへの切り替えが行われた(25頁参照)他、廃棄物・バイオマス発電など一部を除き、現状の契約の切り替えは進んでいない。
- 契約の見直しを進めるに当たり、特に下記の2点がハードルとなっていると考えられる。
 - ①既存契約には解約条項がなく、期間中の解約が規定されていないため、検討が進まない
 - ②仮に解約した場合に生じる解約補償金に関する考え方がわからない
- そこで、上記2点がハードルとなっている点を踏まえ、契約の見直しの検討を進めやすい状況を整備すべく、「地方公共団体による売電契約の見直しに関するガイドライン(案)」(別添)を策定することとしたい。
- 具体的には、①については、地方自治法の趣旨等から、契約の見直しが望ましい、という考えを示すことで、地方公共団体から協議を持ちかけやすく、一般電気事業者もそれに応じやすい状況を作ることとしたい。
- ②については、東京都と東京電力の例等を参考に解約補償金に関する基本的考え方を示し、協議が円滑に進む状況を作るため、「代替調達コスト」について基本的な考え方を示すこととしたい。

1. 本ガイドラインの目的
2. 既存随意契約の解消に関する協議
3. 既存随意契約の解消に伴う当事者間の補償
 - (1) 既存随意契約の解消に伴う補償に含まれる項目
 - (2) 代替調達コスト
 - ア 現行契約に基づく将来分の想定調達価格の算定方法
 - (ア) 基本算定式
 - (イ) 単価(従量単価・基本料金)
 - (ウ) 電力量
 - (エ) 期間
 - イ 代替供給力の想定調達価格の算定方法
 - (ア) 基本算定式
 - (イ) 単価
 - (ウ) 電力量、(エ) 期間
 - ウ 中間利息の控除
4. 補償の提供方法
5. 協議が整わない場合の扱い

○地方公共団体と一般電気事業者間の既存随意契約において、途中解約を想定した条項を設けているのは、平成25年6月経済産業省資源エネルギー庁「各地方公共団体における売電契約の実態調査結果概要及び今後の対応について」によれば、約3分の1の地方公共団体に留まり、多くの地方公共団体では途中解約を想定した条項を設けていない。

○この度の電力システム改革により小売全面自由化が行われることとなり、特定規模電気事業者の参入も活性化しているという状況の変化も生じていることからすると、かかる事情を踏まえ、各当事者は、途中解約を想定した条項がない場合であっても、電力システム改革の理念を踏まえつつ、地方自治法が原則とする一般競争入札の実施に向けて、既存随意契約の解消に向けた協議を行うことが望ましい。

○地方公共団体が経営する発電事業の売電契約は、総括原価方式による原価算定が行われていること等の事情により、一般的な卸電力価格の相場などとは比べ安価となっている事例が存在する。そのような場合、既存随意契約が解消された結果、売電先の一般電気事業者は、相対的に高価となる他の取引先からの代替電力の購入や、新たな電源を確保せざるを得なくなり、コストの上昇が生じることが想定される(ただし、平成28年目途の小売全面自由化に伴い卸料金規制が撤廃されることには留意が必要)。

■代替調達コスト＝代替供給力の想定調達価格－現行契約に基づく将来分の想定調達価格

●現行契約に基づく将来分の想定調達価格
＝受給契約に基づく各年の想定調達価格(従量単価×電力量【+基本料金】)
×契約継続期間

●代替供給力の想定調達価格＝(単価×電力量)×契約継続期間
※基本料金の設定を想定することが合理的な場合もあり得る

■ポイント

- ①卸料金規制撤廃後の現行契約に基づく将来分の想定調達単価について
- ②代替供給力の想定調達単価について

■現行契約に基づく将来分の想定調達単価

- 通常、既存随意契約の基本契約において単価は規定されず、基本契約に基づき1～2年程度の期間ごとに別途締結する受給契約において設定
- 卸料金規制が適用される場合は、総括原価方式による原価算定によって単価が設定されているが、平成28年目途の小売全面自由化に伴い卸料金規制は撤廃される。法律上は自由な単価設定が可能となり、基本契約に特段の定めがない限り、受給契約の更新時には、市場価格(日本卸電力取引所での取引や非規制分野での他の相対売電契約等において形成される取引水準)も参考として単価設定が行われることが想定される。
- その結果、市場価格に基づいた単価設定がされることとなれば、後述の代替供給力の想定調達単価と同等の価格水準となることから、原則として、代替調達コストは発生しないこととなると考えられる。

■代替供給力の想定調達単価

- 地方公共団体と一般電気事業者との間の売電契約では、水力発電所を中心とした長期的に安定したベースロード電源として契約を締結していることが多く、代替供給力についても、ベースロード電源として調達することが見込まれる。
- そのため、長期的に安定したベースロード電源の調達価格を前提とした単価を設定することが相当である。具体的には、単価の想定においては、当該一般電気事業者のベースロード電源に関する平均調達単価や、ベースロード電源として発電所を新設する場合の調達単価等を想定単価として設定することが考えられる。
- なお、代替供給力となるベースロード電源を確保できるまでに必要な合理的な期間に限り、当該一般電気事業者の電力調達単価(自社電源含む)や日本卸電力取引所の平均単価等を参考に、当該期間における代替供給力の調達手段として最も合理的と考えられる調達手段に基づく想定調達単価を設定することが合理的な場合もありうるが、その場合も、あくまでベースロード電源としての調達が基本であることを踏まえ、短期的なものと考えることが相当と考えられる。